

市報第18号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成31年2月8日

横浜市長 林 文子

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前		変更後
30.12.6	矢向中学校増築工事（建築工事）請負契約	三木・NB建設共同企業体	30.10.4議決 契約金額 978,804,000円 完成期限 平成32年3月19日	契約金額 982,908,000円 完成期限 平成32年3月19日	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため
30.12.10	保土ヶ谷消防署移転新築工事（建築工事）請負契約	大洋・信友建設共同企業体	30.10.4議決 契約金額 1,060,884,000円 完成期限 平成32年1月31日	契約金額 1,069,102,800円 完成期限 平成32年1月31日	同
同	市場小学校けやき分校新築工事（建築工事）請負契約	日成・日飛建設共同企業体	30.10.4議決 契約金額 2,173,068,000円 完成期限 平成32年3月19日	契約金額 2,179,440,000円 完成期限 平成32年3月19日	同

<p>同</p>	<p>日吉台小学校第二方面校（仮称）新築工事（建築工事）請負契約</p>	<p>馬淵・NB・小雀建設共同企業体</p>	<p><u>30.10.4 議決</u> 契約金額 <u>2,478,600,000円</u> 完成期限 平成32年3月31日</p>	<p>契約金額 <u>2,487,240,000円</u> 完成期限 平成32年3月31日</p>	<p>同</p>
<p>30.12.19</p>	<p>市道西戸部第560号線及び市道西戸部第342号線道路建設工事（人道橋築造工）請負契約</p>	<p>エム・エムブリッジ株式会社</p>	<p><u>30.10.4 議決</u> 契約金額 <u>1,358,640,000円</u> 完成期限 平成32年4月30日</p>	<p>契約金額 <u>1,374,357,240円</u> 完成期限 平成32年4月30日</p>	<p>同</p>

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の1割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価

格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。